

職場環境改善し、メンタル不調を未然防止

ストレスチェック 制度はじまる

労働安全衛生法の改正に伴い、昨年12月1日から従業員50人以上の事業所に「ストレスチェック」が義務付けられた。ストレスチェック制度導入の狙いは、従業員のメンタル不調の未然防止はもちろん、職場環境を改善し、職場のメンタルヘルスを高めて労働生産性の向上につながることにある。

精神障害による労災認定 10年前の約4倍に増加

厚生労働省が発表する「過労死等の労災補償状況」によると、2014年度の精神障害の労災申請件数は1456件、支給決定数497件といずれも過去最多だ。これは10年前と比較して、労災申請件数が約3倍、支給決定数は4倍近く増えている。

厚生労働省は以前からメンタルヘルス対応について企業にガイドラインを示すなど、対策の実施を推奨してきた。しかしストレスチェックなどの制度導入は進んでこなかった。職場のストレス問題が深刻化する中、実効性のある対策を取る必要があるという議論が高まり、今回の制度導入に至った。

メンタルヘルス対策にはうつ病などメンタル不調になる前の早い段階で手を打つ1次予防、メンタル不調となって

いる人を早期に見つけて治療を促す2次予防、回復した人の職場復帰を支援する3次予防がある。ストレスチェックはストレスに関する調査票に従業員が記入し、それを集計・分析して、自分のストレスがどのような状態にあるかを調べる検査。ストレスチェックで1次予防を図る。

今回の制度では従業員が50人以上いる事業所で1年間に1回の実施が義務付けられる(50人未満の事業所は努力義務)、高ストレス者であり面接指導が必要と評価された人から申し出があった場合は、医師による面接指導を行う。また面接後、医師の意見を聞き、必要に応じた措置を取ることが求められる。企業は制度の実施時期、対象人数、受検人数、面接指導人数などの施行結果を労働基準監督署に

報告しなければならない。

調査結果は実施者または実施従事者から直接本人に通知される。その内容は従業員のプライバシーに関わるので、記録の保存方法などに注意が必要だ。また結果を事業者に通知することは本人の同意が必要になる。

ストレスチェックで使用する調査票には①ストレスの原因②ストレスによる心身の自覚症状③労働者に対する周囲のサポートの3つに関する質問項目が含まれていれば、特に指定はない。例えば「非常にたくさんの仕事をしなければならぬ」「気分が晴れない」などの質問に対して、自分が当てはまる項目を選ぶ。ストレス状況の評価や面接指導要否の判定は各事業所が適切な基準を定めて行う。厚生労働省はストレスチェック実用用の無料プログラムを配布しており、同省ホームページ(<http://stresscheck.hlr.go.jp/>)からダウンロードできる。

職業性ストレス簡易調査票の設問例

● **仕事について**
非常にたくさんの仕事をしなければならない
時間内に仕事が処理しきれない
かなり注意を集中する必要がある
からだを大変よく使う仕事だ
自分のペースで仕事ができる
自分の技能や知識を仕事で使うことは少ない
職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる
私の部署と他の部署とはうまく合わない

● **最近1カ月のあなたの状態について**
活気がわいてくる
元気いっぱいだ
怒りを感じる
イライラしている
落ち着かない
ゆううつだ
仕事に手につかない
よく眠れない



● **あなたのまわりの方々について**
•次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか?
1、上司 2、職場の同僚 3、配偶者・家族・友人等
•あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか?
1、上司 2、職場の同僚 3、配偶者・家族・友人等

※厚生労働省がまとめた全57問から抜粋。回答は「そうだ」「まあそうだ」「ややちがう」「ちがう」など4段階で適合性を判断し、医師ら専門家が本人のストレス傾向を判断する

従業員の健康に投資 注目される健康経営

今回の制度導入の目的は1次予防もちろんだが、ストレスチェックの結果を職場ごとに分析し、職場環境の改善につなげることがポイントとなる。厚生労働省労働基準局安全衛生部産業保健支援室の中村宇一室長補佐は「うつ病などの精神障害によって起る経済損失は年間4兆円以上に上る。ストレスチェックによって、ストレス要因となつている職場環境を変えて、組織全体の健全化を図らなければ根本的な解決にはならな

い」と主張する。今回の制度開始に伴い、様々なストレスチェックサービスが登場している。調査の受託だけでなく、調査結果から職場のストレス状況を見える化して、職場環境改善のアドバイスや予防セミナーの実施などを行う。適切な委託先を選ぶためのチェックポイントを厚生労働省が公表している。参考にしたがら自社に合ったサービスを選ばなければならない。重要なことはストレスチェックの結果に一喜一憂するのではなく、その結果をどう活用していくかだ。労働人口が減り、人手不足の時代に入っているといわれる現在、「従業員の健康は投資」(中村室長補佐)。ストレス不調による休業者を減らせれば、職場の労働生産性は向上し、企業経営にも大きなプラスとなる。従業員の健康に配慮する企業こそが高い価値を生み出す「健康経営」という概念が打ち出され、投資家からの注目度も高まっている。ストレスチェックを実効ある仕組みとし、健康経営を実現する上でも、企業は本気で取り組む必要がある。

広告

企画・制作＝
日本経済新聞社
クロスメディア営業局

1人年額最低480円*から、 本気のメンタルヘルス対策まで。 国内トップシェアの ストレスチェック 義務化対策。



改正労働安全衛生法の施行に伴い、50名以上の全ての事業場にストレスチェックが義務づけられました。準備期間が約3カ月必要なため、具体的な検討に今すぐ着手することをお勧めします。株式会社アドバンテッジ リスク マネジメントは、メンタルヘルス関連サービスの専門機関として唯一の上場企業であり、国内トップシェアを誇る約2000社・145万人のサービス提供実績を有しています。最低限の予算でできる義務化対策から、従業員の生産性向上につながる効果的なメンタルヘルスケアまで、お客様のニーズに合わせた最適なサービスをご提供します。

**ストレスチェックの実施期限は11月末。
今すぐ準備が必要です。**

ストレスチェック義務化対策がわかる
パンフレット無償ダウンロード配信中。
詳しくはWebサイトから。
<http://www.armg.jp>
アドバンテッジ で検索

株式会社アドバンテッジ リスク マネジメント <http://www.armg.jp>
東京本社・東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒GTタワー17階 TEL:03-5794-3830
大阪支店・大阪府大阪市中央区本町4-4-24 住友生命本町第二ビル5階 TEL:06-6251-2339 / 名古屋支店・愛知県名古屋市中区錦1-5-11 名古屋伊藤忠ビル4階 TEL:052-855-4765

*サービスプラン「アドバンテッジ タフネス Basic Check」1000名～の場合